HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新産地区における過疎農村の変容過程と産業政策・社会計画：九州日向延岡地区北郷村の実態分析
Author(s)	岩城, 完之
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 2, 174-201
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24234
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P174-201.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」

――北海道／東北・秋田／首都圏・北関東／
九州・宮崎／における実態調査分析――

布施鉄治
岩城完之
布施晶子
白樫久
笹谷春美
鎌田明子
小内透

北海道大学教育学部教育社会学講座

新産地区における過疎農村の変容過程と産業政策・社会計画

―― 九州日向延岡地区北郷村の実態分析 ――

小　　序

本稿は、1960年代の半ば、全国的な過疎・過密対策の一環としてうちだされた工業の地方分散とあらたなる工業集積拠点の創出を企図した新産業都市建設の現実が、その周辺農村部をも包摂した形で、どのように進展し、どのような問題を生み出すに至ったかに関し、九州日向延岡新産地区内の一山村（北郷村）を対象事例として分析したものである。

新産の地域指定がなされてほぼ15年の経過をみた。その間、文字通りの臨海性重化学工業の展開をみたのはわずかに数ケ所（岡山県南水島地区、大分鶴崎地区が典型）にすぎないといわれ、他は、思惑通りに進まず、土地造成規模に対する工業利用規模の低位さが指摘されている。本地区の場合をみても、総面積 2,589,935 ㎡ のうち、現に利用されている部分は 1,295,949㎡と50%の利用率にすぎない（昭和53年1月現在、一日向市役所資料一）。巨額の公共投資に即応した民間投資を必ずしも誘導しえず、工業開発の狙い通りにこうした遠隔地への企業立地をもたらしてはいないのである。

ところで、本地区は、日向、延岡両市を拠点とした全体で2市3町3村を含む町村より構成され、周辺は北郷村の如き、典型的な山村地域にまでまたがる。そうした空間的な地区範域の確定は、果して、一山村になにをもたらしたのだろうか。本稿での主題は、新産地区指定に伴う山村の地域的再編過程の問題に焦点をしぼる。それは農林業を中心とした土地利用の変化、就業構造の変容過程を基軸に分析することをもってまず導入とする。つぎに、そうした産業変動の促進的要因としてある国等による積極的な施策の展開過程の現実的動向が把握される必要がある。まさに、本村のような過疎山村の場合、農林業に関わる諸事業の導入・展開のあり方自体、産業変動に伴う住民の生産・生活過程上の諸問題を顕在化させ、さらに自治体の行財政運用上の問題をうみださざるをえない。農民層分解による兼業化の進展、不安定な賃労働者の輩出、さらに自治体負担能力の限界をこえる財政基盤の弱化といったことにも拘らず、これからも持続しようとしている諸事業の展開自体は、もはや、新産地区指定による地域連関とは関わりのない、本村独自の地域的再編論理として貫徹してきているのである。そうした工業化を意図した新産の性格ならびに山村振興、過疎地域の対策のあり方といったそれら相互の関連は、現象的には政策レベルを異にするとはいえ、本村の産業構造、住民の生産・生活過程に深く関わらざるをえないといえる。

以下、本稿では、第1章で、本村を含めた新産地区全体の動向を概観し、第2章で、北郷村の農林業の展開過程を分析する。そして第3章において、北郷村に関わる諸施策の導入・展開過程とそこでの問題の現出につき、とくに村財政運用上の問題にふれる。さらに最後に第4章として、そうした産業変動に伴う諸問題を三つの局面（老令化と生活保護、広域行政化の問題、学校統廃合と教育）に焦り解明し、住民の立場からの地域再編に対する問題志向の所在を明らかにする。

第1章　新産地区内市町村との対比による北郷村の位置

第1節　新産地区指定に伴う過疎化の進展

昭和39年、新産地区指定に関し、北郷村の位置づけを宮崎県では「新産業都市地区の周辺町村部においても、日向、延岡地区の補助的機能等を持たせて、企業の立地を促進する。……中略……農村工業は農業と工業との両面の調和均衡ある発展を図るうえにも更に発展させる必要があり、……中略……農村労働力の活用と地場資源等との関連を十分加味した適正業種の立地」を促進するといった工業化路線による産業構造の体質的改善を狙いとした。さらに、昭和51年策定の「広域市町村圏基本構想」[1]によれば、本村の場合、「勤労者の保養施設の拡充をはかるとともに水産業、農業、林業の生産基盤を強化し、近代的組織的な計画生産体制を築く。また、労働力型企業を誘致し、過疎化の歯どめとする」[2]とうたわれている。

こうしたいわば、全県レベルからみた、在来の農林業生産基盤の強化と併せて、新産地区内拠点の日向、延岡からの波及を予測した工業化による振興策の基調は、すでに、「北郷村総合振興計画」（昭和46年）でも一貫してあったものである。すなわち、拠点都市との近接利点により、「本村は、臨海工業地帯の企業への通勤労働者にとっては、理想的な緑化住宅地域となり、工業化地域の背後地として林産物および食糧供給の役割をもった自然保護地域として注目される」に至るとのべ、その動因として、在来の第一次産業からの脱皮を「新産業都市市内工業化区域における高生産性企業の立地等」[3]による第二次産業への移行に期待をもとめていた。まさに農工併進による地域産業高度化が開発のポイント[4]に据えられていたのである。

だが、新産指定後、16年を経過した現在、本村の場合、その激しい人口流出、農林業の停滞、そして極度の工業化の遅れによる地域問題の現出過程は、開発の基本構想を再検討せざるをえなくさせてきた。

そこでそうした問題を検討するに当り、新産地区における北郷村の位置づけをまず分析していこう。

新産地区を構成する8ケ市町村の比較から気ずくことは、日向、延岡と両市の中間に位置する門川

表1－1　人口総数と増減率

	30年	35年	40年	45年	50年	35/30	40/35	45/40	50/45
	人	人	人	人	人	%	%	%	%
延岡	116762	122527	124000	128292	134521	4.9	1.2	3.5	4.9
日向	39225	40685	43678	47420	53448	3.7	7.4	8.6	12.7
門川	16327	15764	15157	15540	16708	△ 3.4	△ 3.8	2.5	7.5
東郷	11032	10058	8380	7115	6804	△ 8.8	△ 16.7	△ 15.1	△ 4.4
北方	11932	11425	9549	7700	6877	△ 4.2	△ 16.4	△ 19.4	△ 10.7
北浦	8088	7916	6711	6070	5633	△ 2.1	△ 15.2	△ 9.6	△ 7.2
北川	9934	9932	8402	7505	6401	△ 0.02	△ 15.4	△ 10.7	△ 14.7
北郷	5768	5187	4236	3539	2959	△ 10.1	△ 18.3	△ 16.5	△ 16.4
地区計	219068	223494	220113	223181	233351	2.0	△ 1.5	1.4	4.6
全県	1139384	1134590	1080692	1051105	1085055	△ 0.4	△ 4.8	△ 2.7	3.1

(註) 国勢調査より

町を含めた臨海3市町のみ（門川は40年以降）が人口増に対し、残る5ケ町村は30年以降、全て人口減にみまわれ、とりわけ北郷村はその人口の小規模性の上に、最も人口減が激しいことを示している。そこには自治体間での不均等な人口変動が端的に看取しうる。つまり、ある程度の工業化の進展ならびに県北拠点都市延岡への中枢管理的諸機能の集積に伴う人口増地域に対し、とりわけ他町村での農林漁業停滞に起因する人口減が対照的にみられる。

そうした点を就業構成からさらにさぐると、当地区の場合、45年までは、総人口より就業人口の増加率は高い。だが、45年～50年にかけて、とくに有力3ケ市町（延岡、日向、門川）の鈍化傾向を反映して、地区計での就業人口は減少へと転ずる。だが、北郷村は、この間、つねに就業人口を減少せしめてきた。そこで、北郷村に限って、その就業者構成の変化をみてみよう。それが表1－3である。全体として、就業者総数では35年と比べ（35年を100とした指数）50年では61.7％へと、減少し、なかでも、

表1－2　就業人口と増減率

	30年	35年	40年	45年	50年	35/30	40/35	45/40	50/45
	人	人	人	人	人	%	%	%	%
延岡	51141	53845	56078	62241	61133	5.2	4.1	11.0	△ 1.8
日向	16496	17273	18661	22011	24091	4.7	8.0	18.0	9.4
門川	7162	6886	6516	7372	7586	△ 3.9	△ 5.4	13.1	2.9
東郷	5573	5006	3876	3671	3666	△ 10.2	△ 22.6	△ 5.3	△ 0.1
北方	5210	5116	4361	3833	3373	△ 1.8	△ 14.8	△ 12.1	△ 12.0
北浦	3659	3468	2963	2881	2499	△ 5.2	△ 14.6	△ 2.8	△ 13.3
北川	4846	4605	3775	3533	3068	△ 5.0	△ 18.0	△ 6.4	△ 13.2
北郷	2920	2680	2125	1990	1654	△ 8.2	△ 20.7	△ 6.4	△ 16.9
地区計	97009	98879	98355	107532	107070	1.9	△ 0.5	9.3	△ 0.4
全県	514860	520625	493407	522014	518779	1.1	△ 5.2	5.8	△ 0.6

（註）国勢調査より

農業就業者の激減がきわだつ。その他、林業、製造業、卸小売業、サービス業においてもほぼ70％台へと激減しており（但し、林業は、45～50年にかけてそれまでの減少から増加へ転ずる）、これに対し、建設業の急増、運輸通信業の漸増が対照的な様相を示す。

そこで、その傾向を同表から就業者の地位別特質をさぐると、次のような諸事実が浮び上る。まず農業では、間断なき減少の中で、家族従業者の比率が低下し、相対的に業主層の比率が高まる。そして林業ではむしろ、業主層にはそれほどの変化はない中で、雇用者化の比率が40年をすぎて高まる。こうした雇用者化傾向は、建設、製造、運輸通信、サービスの四部門でもとくに40年をすぎて、高まってくる。そこには明らかに、都市自営（非農林部門）の解体。再編に伴う、賃労働者層の輩出がみられだしてきた事実が指摘できる。とくにこの間唯一の増加を示した建設業と運輸通信業の場合、大部分が、賃労働者の増勢であることに注目したい（但し、減少はしてないその他部門では、その大宗が公務労働者のため、ここでは分析の対象にはしない）。少くとも、山林、建設、運輸を中心とした賃労働者化の増勢は、明らかに、本村の産業構造を反映した多就業化を端的に示す。

表１－３　産業分類別従業者数の地位別構成比と伸び指数

	35年				40年				45年			
	業主	家従	雇用	計	業主	家従	雇用	計	業主	家従	雇用	計
農業	28.6%	63.6%	7.8%	1788 (100.0)	32.5%	63.7%	3.8%	1438 (100.0)	38.9%	60.5%	0.7%	1225 (100.0)
林業	26.7	37.1	36.2	326 (100.0)	31.1	31.1	37.2	180 (100.0)	23.0	16.1	60.9	161 (100.0)
建設業	31.1	8.1	60.8	74 (100.0)	18.0	3.4	76.4	89 (100.0)	9.1	6.1	84.8	132 (100.0)
製造業	33.3	10.4	39.6	48 (100.0)	43.2	16.2	40.5	37 (100.0)	29.4	5.9	64.7	34 (100.0)
卸小売業	31.3	30.7	38.0	166 (100.0)	45.9	28.4	25.7	109 (100.0)	40.9	33.9	25.2	127 (100.0)
運輸通信業	11.4	2.9	85.7	35 (100.0)	19.4	2.8	78.0	36 (100.0)	3.3	—	96.7	60 (100.0)
サービス業	15.1	8.8	67.3	205 (100.0)	20.7	7.7	70.4	169 (100.0)	19.3	5.3	75.4	187 (100.0)
その他	—	—	100.0	50 (100.0)	7.7	1.5	89.2	65 (100.0)	1.6	1.6	96.9	64 (100.0)
計	724	1339	604	2680	653	1028	438	2125	626	831	533	1990

	50年				伸び指数(35＝100)		
	業主	家従	雇用	計	40/35	45/35	50/35
農業	43.8%	55.5%	0.8%	777 (100.0)	80.4	68.5	43.5
林業	25.3	25.8	48.9	233 (100.0)	55.2	49.4	71.5
建設業	8.2	4.3	87.4	207 (100.0)	120.3	178.4	279.7
製造業	13.9	5.6	80.6	36 (100.0)	77.1	70.8	75.0
卸小売業	40.7	28.0	31.4	118 (100.0)	65.7	76.5	71.1
運輸通信業	5.2	—	94.8	58 (100.0)	102.9	171.4	165.7
サービス業	15.7	4.8	79.5	166 (100.0)	82.4	91.2	81.0
その他	1.9	1.9	96.4	55 (100.0)	130.0	128.0	110.0
計	500	546	607	1654	79.3	74.3	61.7

（註）国勢調査より

表１－４　事業所、従業者の変化

	35年		41年		47年		53年	
	事業所数	従業者数	事業者数	従業者数	事業者数	従業者数	事業者数	従業者数
延岡	3395	39915	4467	44328	5846	54761	6723	54732
日向	1775	9624	2208	13202	2532	19050	3175	22507
門川	410	1916	470	2672	625	3780	699	4363
東郷	252	691	188	770	202	947	220	1180
北方	190	630	193	1004	192	968	213	1251
北浦	223	638	260	773	266	1053	255	1025
北川	264	883	262	1066	264	922	225	909
北郷	136	393	142	451	130	595	113	710

（註）事業所統計より

第２節　過疎化の動因としての産業組織の展開

ところで、こうした就業様態の変化の背因として、農林業の停滞のみならず事業所自身の生成・展開過程が深く関わることはいうまでもない。35年～53年の間、新産地区内市町村の中で、事業所、従業者ともに、一定の伸びを示したところは、わずか２自治体（日向、門川）にすぎず、他は、いずれかに増減をくり返しながら不安定な動きを示した。しかも、とくにオイル・ショックの47年以降となると、拠点都市たる延岡自体、従業者数を減少せしめ、日向、門川とて、伸びが鈍化する。こうした中で、北郷村は41年以降、事業所数で、減少しながらも、従業者数では、漸増化してきた。その内実をみると、建設業がとりわけ41年以降、急増し、第三次部門（卸小売、サービス）は人口流出による需要減から、従業者、事業所ともに減少してきた。そして53年にいたり、従業者構成比でも建設業が第１位となる。さらに51年農村工業導入施策により、本村でもはじめて繊維工場（明和繊維―子供シャツ縫製仕上、52名従業員、51年１月操業―）が誘致され、製造業就業者の比率が53年になって一定高まる。

このように、地元立地の事業所は、絶え間ない過疎化を促進せしめる起動因として、建設業を除き、とくに第三次産業部門において解体・再編をくり返しつゝ、全般的衰退化を顕在化させてきたのである。そのことは、工業開発が企図した日向、延岡への工業導入による、北郷村からの通勤労働力の吸引といったことでなく、それら地区での一定の就労チャンスの拡大は、むしろ、北郷村からの人口、労働力の流出を促進させてきたことによる。このことは、また、新産地区の枢要たる細島工業地帯への立地企業

表１－５　北郷村の産業部門別事業所・従業者数の変化

	35年	41年	47年	53年
建設業	10 人 (7.4)	13 人 (9.2)	19 人 (14.6)	19 人 (16.8)
	33 (8.4)	95 (21.1)	235 (39.5)	329 (46.3)
製造業	2 (1.5)	5 (3.5)	—	5 (4.4)
	15 (3.8)	14 (3.1)	—	85 (12.0)
卸小売業	60 (44.1)	67 (47.2)	60 (46.2)	47 (41.2)
	133 (33.8)	127 (28.2)	143 (24.0)	110 (15.5)
運輸通信業	5 (3.7)	6 (4.3)	4 (3.1)	4 (3.5)
	28 (7.1)	28 (6.2)	32 (5.4)	37 (5.2)
サービス	56 (41.2)	47 (33.1)	45 (34.6)	35 (31.0)
	176 (44.8)	182 (40.4)	182 (30.6)	146 (20.6)
その他	4 (2.9)	4 (2.8)	2 (1.5)	3 (2.7)
	x	5 (1.1)	3 (0.5)	3 (0.4)
計	136 (100.0)	142 (100.0)	130 (100.0)	113 (100.0)
	393 (100.0)	451 (100.0)	595 (100.0)	710 (100.0)

（註）事業所統計、上段：事業所数、
下段：従業者数、（）内は構成比

表１－６　細島臨海工業地帯への新規立地企業

企業名	生産品目等	従業員数	操業年
日向製錬	フエロニッケル	416 人	31 年
鉄興社	電解二酸化マンガン	283	40
第一糖業	製糖	172	39
県経済連飼料	配合飼料	45	43
三菱セメント	セメント袋詰	21	42
新日鉄化学	バラセメント	18	45
旭合繊	カシミロン紡績糸	676	44
旭加工	カシミロン綿染	50	46
シンメイ産業	ポリエステルウーリー加工糸	167	44
旭コード	タイヤコード用スダレ織物	180	45
旭ダウ	クロロセン	54	50
日本カーフェリー	海運	480	46
扇興運輸	陸運	210	23

（註）「細島港」（昭和50年）宮崎県より

をみても、比較的安定度のある、機械、金属等の労働集約型というより、相対的に不安定性の高い繊維関係の中小企業が多いことゝも関係して、必ずしも雇用安定をもたらす工業労働力を創出しえていない現実が、本村から、それら地区への通勤労働志向を生みださないでいることに帰因していよう。したが

って、流出した人々は、むしろ工業以外の他産業への求職移動となり、流出しえぬ人々は、山林、建設、運輸等への在村就業の形態をとる。

このように、本村は、むしろ新産地区指定を契機に、産業の停滞化と人口流出の加速化を生みだし、大きな問題をかゝえるに至ったといえる。

註. 1) 宮崎県新総合長期計画（改訂計画） 宮崎県 1976年 P. 279

2) 宮崎県北部広域市町村圏基本構想・基本計画編（改訂版）
宮崎県北部広域市町村圏協議会 1976年 P. 31 ～ 32

3) 北郷村総合振興計画 北郷村 1971年 P. 49

4) 前掲計画 1971年 P. 47

第2章 北郷村における農林業の変化と就業構造

第1節 農林業の変化と兼業化

さて、従来からの主要産業たる農林業はその内実面でどのように変化してきたのだろうか。

まず、第一に、土地利用の変化からさぐっていこう。本村は、四囲を九州山脈背梁山系に囲まれ、東西約20Km、南北約12Km、総面積12,078 haのうち92％が林野で、耕地はわずか3.2％（388 ha）にすぎない典型的山村である。30～50年にかけての土地利用上の変化で気ずくことは、田、普通畑、採草、放牧

表2－1 土 地 利 用 の 変 化

農用地		30年	40年	45年	50年
田		304町	299 ha	284 ha	231 ha
樹園地	果樹	戸 町 15・0.3	戸 ha 78・9	戸 ha 62・7	戸 ha 62・8
	茶	73・2	32・1	31・1	115・9
	桑	14・1	23・3	67・14	72・28
畑	普通畑	127町	104 ha	75 ha	43 ha
	牧草専用地	—	—	23戸・2 ha	11戸・4 ha
採草・放牧地		戸 町 325・111	戸 ha 234・69	戸 ha 83・20	戸 ha 38・9
山林のうち採草・放牧地		戸 町 147・86	戸 ha 173・63	戸 ha 43・25	戸 ha 29・25
原野					戸 ha 118・23
耕作放棄地		—	—	—	戸 ha 73・11

林地	45年	51年
公有林		
県有	802 ha	900 ha
人工林率	88.3％	86.3％
村有	236	245
人工林率	89.0	98.8
小計	1038	1145
人工林率	88.4	—
私有林		
個人	9036 ha	8307 ha
人工林率	35.3％	55.4％
会社社寺	333	349
人工林率	11.7	46.1
その他	551	1116
人工林率	628	834
小計	9920	9772
人工林率	36.0	583
総計	10958	10917
人工林率	41.0	61.5

（註）農林業センサス、ならびに山林に関しては「北郷村総合振興計画」（昭46）
「第2次林業構造改善追加事業計画書」（昭52年）より

地（山林からの転換も含め）は減少の傾向を示し、逆に、樹園地の拡大がみられる（但し、畑地の牧草専用地化は拡大の傾向）。つまり、田畑からの作目転換ならびに米の生産調整による農用地の山林転換がなされたと考えられる。米は減反の影響、省力化、があるとはいえ、とりわけ、麦、雑穀、いも、野菜、まめ類の急激な収穫の減少は、労働力不足とともに、市場変動への適応、食生活の変化等に帰因していよう。

他方、林業では、90％以上が私有林という特徴からして、公有林に比べ、人工林率の低さが、高い素材生産をあげる上で、問題となっていたが、45年以降、その比率も高まってきた。いわば、このような農林業の動向は、本村振興計画の立場からして、農業は「林業との複合経営を基調として、作目の選定と規模拡大」をはからざるをえないことと深く関係する。昭和49年の「農業振興地域整備計画」では、重点作目として肉用牛、養蚕、茶、椎茸を指定し、米を省力化生産を目ざした合理化作目とした。[1] [2] そうした政策誘導による選択的拡大は、それら生産品目の伸びに端的にみられる。だが、実際の農家にとって、その合理的な複合経営のあり方は、後述の如く、経営規模、保有労働力の多寡により、一様ではなく、一方で、離農、兼業化を促進させつつ、生業の展開をはかってきたのが現実である。

表2－2　農林畜産物の推移

		25年	35年	40年	45年	50年
農産物（収穫面積）	稲	310町	296町	291 ha	279 ha	216 ha
	麦類	237	155	86	45	8
	雑穀	68	13	5	2	1
	いも類	84	64	51	32	6
	まめ類	45	22	13	9	4
	工芸作物	32	20	18	26	17
	野菜類	73	26	12	8	3
	花き類	—	—	—	—	—
	種苗・苗木類	—	—	—	—	—
	飼料用	22	14	35	17	44
	その他	—	34	—	—	3
	果樹	—	3	—	7	8
	桑	—	10	3	14	28
	茶	—	—	1	1	9
林産物	しいたけ	—	56300 Kg	64290 Kg	83500 Kg	129710 Kg
	素材	—	3797 m^3	7730 m^3	12400 m^3	12817 m^3
	木炭	—	1050 ton	605 ton	228 ton	81 ton
畜産物						
	肉用牛	506戸・701頭	482戸・630頭	450戸・663頭	371戸・881頭	238戸・658頭
	豚	120・168	147・240	109・234	51・166	11・47
	鶏	516戸・2019羽	408・2799羽	422・2916羽	284・1845羽	107・606羽
	馬	55戸・57頭	13・13	8・8	—	—
	ブロイラー	—	—	2戸・150羽	3戸・12羽	—
	めん羊	—	16戸・21頭	—	—	—

（註）農林業センサスならびに「第2次林業構造改善追加事業計画書」（昭52年）より

そこで、つぎに第二として兼業化の動きをみていこう。30～50年の20年間に人口は48.7％の減、全世帯で22.3％減、農家世帯で18.4％減というように、農家世帯の減少率の相対的低位は、その若年家族員の流出に伴う小規模世帯化をより進展せしめてきたといえる。しかも、35年以降は45年時を除き、専業農家は10％をわり、ついに50年にいたり、二種兼業が半数以上にも達した。経営規模別にみると、35年以降、たしかに1 ha未満層は減少し（とくに0.5～1 ha未満層の分解が目立つ）、1 ha以上層の増加がみられだす。だが50年になると、1.5 ha以上層の増加がみられるように分解基軸が上る。こうした傾向は林業経営農家世帯でみても、1 ha未満保有層の減少と50 ha以上層の増加といった大規模経営層が増加してきた。とくに45～50年にかけては50 ha未満層は全て減少というように大規模層への集中化ならびに個人有林世帯数の減少を生みだしてきた。

表２－３　農家世帯数の変化

	２５年	３０年	３５年	４０年	４５年	５０年
人　口	人 5692	5768	5187	4236	3539	2959
世　帯	世帯 1020	1085	1037	962	905	843
農家世帯	(100.0) 705	(100.0) 675	(100.0) 724	(100.0) 659	(100.0) 610	(100.0) 551
専業	(49.6) 350	(11.0) 74	(7.3) 53	(9.0) 59	(16.2) 99	(8.7) 48
一兼	(33.9) 239	(78.1) 527	(32.5) 235	(54.5) 359	(45.7) 279	(39.9) 220
二兼	(16.5) 116	(11.0) 74	(60.2) 436	(36.6) 241	(38.0) 232	(51.4) 283
0.3 ha	109	93	129	82	86	101
0.3～0.5	129	135	139	141	118	133
0.5～ 1	361	368	380	349	307	240
1 ～1.5	97	77	71	76	86	59
1.5～ 2	8	—	3	6	6	8
2 ～ 3	1	2	—	—	—	2
3 ～ 5	—	—	—	—	—	—

（註）農林業センサスより

こうした農林業世帯の激しい分解の進展に伴い、兼業農家は今や９０％こえるに至る。しかも、その兼業内容は、一、二種ともに、雇用者、とりわけ臨時、日雇といった不安定就労を増大せしめてきている。50年に至り、一種兼業世帯の37.7％、二種兼業世帯の47.7％にまで、それらの不安定兼業の比率が高まってきた。その雇用先が、建設、運輸、山林を主体とした部門であることは前述の通りである。こうした傾向は、東北等と違い明確な季節的農閑期をもたらさない多様な複合経営による営農のあり方が、出稼ぎを少なくさせている特質とも関係している。因みに、水田、しいたけ、茶（又はたばこ）の複合経営による年間作業は次頁の如くなる。つまり、冬場の11月～１月はしいたけ採取のための準備

表2－4　山林保有面積別農家数

	35年	40年	45年	50年
0.1 ha		20	95	91
0.1～1	138	109		
1～3	105	97	156	122
3～5	54	47		
5～ 10	71	68	78	71
10～ 20	78	70	81	73
20～ 30	28	49	42	82
30～ 50	29	35	44	
50～100	15	18	24	25
100～500	5	7	8	6
500～	1	1		
計	524	521	517	490

（註）農林業センサスより

表2－5　兼業内容の変化

〈一兼〉		35年	40年	45年	50年
雇用	恒常的勤務	9	14	21	20
	出稼	1	25	10	3
	日雇・臨時	36	90	132	83
自営		189	230	116	114
計		235	359	279	220
〈二兼〉					
雇用	恒常的勤務	49	36	41	70
	出稼	—	23	6	6
	日雇・臨時	149	72	91	135
自営		238	110	94	72
計		436	241	232	283

（註）農林業センサスより

作業にあてられ2～4月、しいたけ取り、終って水田作業がはじまり、とともに茶、煙草の作業もはじ

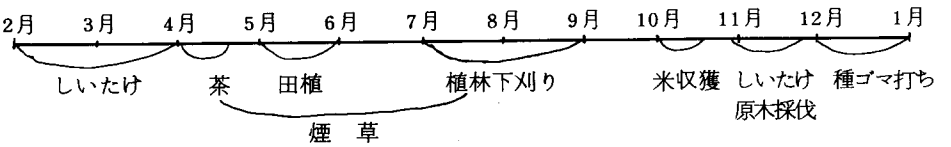

まる。そして夏場は、水田管理の他、とくに植林下刈り等の山仕事が続き、10月に米のとり入れをむかえる。そしてさらに、殆んどの家では肉牛を2～3頭飼養し、それはまさに毎日の作業を要求することになる。このように殆んど年間の連続作業の持続は、まとまった時期に村外へ出稼ぎにいくことを許さず、少くとも、いずれかの部門をやめることでしかそれは可能とならない現実がある。

第2節　経営規模格差の拡大と就労ならびに営農形態の問題

だが、こうした全体的な兼業化に伴う就労特性も、当然ながら、その経営規模ならびに保有労働力の多寡により一様ではなく、そこには明らかに階層的格差がみられる。そうした問題を、とくに就労様態、複合経営のあり方の面にしぼってさらに分析しよう。われわれの調査（昭和53年8月、北郷村中学校全父母に対する世帯配布調査、有効回答数126世帯）では中学生を子女にもつ父母のため30～40才代の中堅層がいわば基幹労働力となっている世帯であり、そのサンプル特性は表2－6の如くである。[3)] 総数126のうち農家67.5%、自営業15.1%、雇用者16.7%、生活保護0.8%となり、農家では農用地5反～1町未満、保有林野1町～10町未満の経営規模層を分岐点としてそれ以上、以下に分れる。そして自営業層では不明を除くと、第三次産業部門が7割弱（66.7%）をまた、雇用者層でも31.3%が、日雇、臨時で占める（不明を除く）といった特徴が注目される。

それでは農家世帯についてその兼業内容を細かくみると、明らかに経営規模による差異が看取しう

表２－６　中学生父母の職業階層

	林野面積 / 農地面積	0	1町未満	1～10町未満	10～30町未満	30町以上	計
農家世帯	5反未満	7	7	8	2	3	27
	5反～1町未満	4	1	10	11	5	31
	1町～2町未満	1	1	7	4	8	21
	2町以上	1	3	1	0	1	6
	計	13	12	26	17	17	85

	製造	土建	運輸	商業	サービス	不明	計
自営世帯	2	3	1	7	2	4	19

	製造	役場	郵便局	農協	森林組合	日雇・臨時	不明	計
雇用世帯	2	2	3	2	2	5	5	21

	生活保護	総計	126
その他世帯	1		

（註）北大教育学部教育社会学研究室調査より（昭和53年8月）

表２－７　農家世帯における兼業の内容

林野面積 / 農地面積	0	1町未満	1～10町未満	10～30町未満	30町以上	計
5反未満	土雇2 土自1 運雇1 山師1 無 2 （7）	土雇2 製雇2 無 3 （7）	土雇2 製雇2 内職1 無 3 （8）	役場＋内職1 無 1 （2）	無 3 （3）	27
5反～1町未満	土雇3 無 1 （4）	無 1 （1）	土雇7 サ雇1 無 2 （10）	製雇＋日雇1 無 10 （11）	無 5 （5）	31
1町～2町未満	無 1 （1）	土雇1 （1）	無 7 （7）	無 4 （4）	製雇1 無 7 （8）	21
2町以上	土雇＋内職1 （1）	土雇1 製雇1 無 1 （3）	無 1 （1）	（0）	無 1 （1）	6
計	13	12	26	17	17	85

（註）土雇：土建等日雇、製雇：製造雇用、運雇：運輸雇用、サ雇：サービス雇用、出典は前表と同様

る。つまり、農用地5反～1町未満層では、その農家が少くとも山林を10町以上保有している場合で16世帯のうち15までが、また、農用地1町以上層では、山林保有が少くとも1町以上となると21世帯のうち20までが農林専業世帯となり、兼業依存は殆んどない。これに対し、零細規模としてある、農用地1町未満でしかも山林保有面積が10町未満では37世帯のうち25まで（67.6％）は、農外就業せざるをえない現実が判明する。しかも、その25世帯のうち16世帯は、土木建築関係の雇用者を家族員としてかゝえる特徴が指摘しうるのである。土建を除くと、他は誘致工場等の地元産業への就労といったきわめて狭隘な雇用部門に限られるのも特徴的である。かくして少くとも、農用地1町以上、山林10町以上の規模層でない限り、農外就労による兼業化は不可避となる事実が指摘できる。

ところで、こうした経営規模による格差は、とくに農家世帯の場合、その自家保有労働力の多寡とも深く連関する。農家の場合、表2－8でみる如く、農用地1町以上層は全ていわば二世代夫婦より構成される直系家族の形態をとり、自家に3～4人の労働力を有している。そのことが、農林作業をある程度、分担し合うことを可能にしている。その対照として、農用地1町未満でしかも山林を保有してない農家では殆んどが夫婦家族であり、いずれか一方（主に妻）が、他産業への雇用者となっている。これに対し、都市自営ならびに雇用者世帯の場合、全体として60％は夫婦世帯が占め、また雇用者世帯の2割弱（19.0％）が、母子といった不安定世帯を含んでいることが注目される。このように、複合経営をとらざるを得ない農家の場合、その多様な部門を組み合せつゝ、営農の連続体系を定置させる上で、一定の労働力の量とその質的構成が、大きく作用する。

そこで次に、そうした複合経営の多様性を経営規模との関連から分析していこう。すでに本村では昭和49年、「農業振興地域整備計画」において、大きくは4つの営農類型（肉用牛主体＋α、養蚕主体＋α、推茸主体＋α、茶主体＋α）を、重点作目を主体に設定した[4]。だが、われわれの調査サンプルの農家の場合、むしろ、次のような組み合せのパターンが剔出しえた。つまり㋑、水稲＋推茸を主体に肉牛、茶、養蚕、煙草、木材生産の組み合せ（45戸、52.9％）㋺、水稲＋煙草を主体に木材生産、肉牛、そ菜の組み合せ（5戸、5.9％）㋩、水稲＋養蚕を主体に肉牛、茶の組み合せ（5戸、5.9％）㋥、水稲＋茶にいも類の組み合せ（2戸、2.4％）であり、とくに農用地5反以上、林野10町以上層では、ここでの㋑の型が、大宗を占め、それ以下層では㋑以外に、水稲のみ、水稲＋肉牛を主体にしたものが中心となる。因みに村計画の四作目をとりだし、何んらかの形で、それを複合経営にくみ入れている農家は肉牛（43戸、50.6％）、推茸（45戸、52.9％）、養蚕（9戸、10.6％）、茶（7戸、8.2％）というように、養蚕、茶は未だ、ごく一部に限られ、やはり、推茸、肉牛を水稲との組み合せで経営する型が優位となっており、その意味では、古くからの営農形態が濃厚といえよう。「山に植林、里に牛」をスローガンに始まる、昭和30年頃からの植林事業の進展は、木材生産、推茸を一方にすえ、また傾斜地の採草による牛の飼育をそして、わずかな平地部での水稲生産の組み合せを定着せしめてきたのである。したがってその複合経営の基本枠を大きく変えることなく、それに商品価値の高い、養蚕、茶、煙草等を＋αとして組み入れながら営農を展開してきているのである。しかも、この動向も、前述の如く35年以降の農業生産の停滞をむしろ、林業生産がカバーする形であらわれ、やはり林業への依存を脱しえぬ農業のあり方が問題とならざるをえないことを物語っていよう。表2－10から村民生産所得の推移をみても、45年以降、農林業の比率は半分を割り、とくに第三次産業部門がその比率と大きな伸長をみせるといった、農林自営所得より、むしろ二次、三次産業部門での勤労者所得が、大きく伸びてきた現実に注視せざるをえない。

表２－８　職業階層別にみた家族類型

	農地面積・林野面積	夫婦家族	直系家族	母子	父子	不明	計
農家世帯	5反未満・0	5	2				7
	〃・1町未満	2	5				7
	〃・1～10町未満	4	4				8
	〃・10～30町未満	2					2
	〃・30町以上		3				3
	5反～1町未満・0	4					4
	〃・1町未満		1				1
	〃・1～10町未満	3	7				10
	〃・10～30町未満	1	10				11
	〃・30町以上		5				5
	1町～2町未満・0		1				1
	〃・1町未満		1				1
	〃・1～10町未満		7				7
	〃・10～30町未満		4				4
	〃・30町以上		8				8
	2町以上・0		1				1
	〃・1町未満		3				3
	〃・1～10町未満		1				1
	〃・10～30町未満						0
	〃・30町以上		1				1
	小計	21	64				85
自営業世帯	製造・土建	3	2				5
	運輸・サービス・商業	7	1		1	1	10
	不明	2	2				4
	小計	12	5		1	1	19
雇用者世帯	公務（役場・郵便局）	5					5
	団体（農協・森林組合）	2	2				4
	製造	1		1			2
	日雇・臨時	2	1	2			5
	不明	2	2	1			5
	小計	12	5	4			21
生保	生活保護			1			1
総計		45	74	5	1	1	126

（註）出典は前表と同様

表２－９　経営規模別にみた複合経営の実態

林野面積 / 農地面積	0	1町未満	1～10町 未満	10～30町 未満	30町以上	計
5反未満	①－4 ②－2 不明－1 (7)	①－3 ②－2 ④－1 ⑯－1 (7)	①－2 ②－1 ④－2 ⑤－2 ⑮－1 (8)	①－1 ⑤－1 (2)	④－3 (3)	27
5反～1町未満	①－1 ②－2 ⑤－1 (4)	⑪－1 (1)	①－1 ⑬－1 ②－1 ⑭－1 ③－1 不明1 ⑤－3 ⑥－1 (10)	①－1 ②－1 ⑤－7 ⑦－1 ⑩－1 (11)	④－1 ⑤－1 ⑥－1 ⑦－1 ⑨－1 (5)	31
1町～2町未満	⑪－1 (1)	⑬－1 (1)	②－2 ⑤－3 ⑦－1 ⑪－1 (7)	⑤－3 ⑧－1 (4)	⑤－4 ⑥－1 ⑦－1 ⑨－2 (8)	21
2町以上	⑬－1 (1)	①－1 ⑧－1 ⑯－1 (3)	⑫－1 (1)	(0)	⑥－1 (1)	6
計	13	12	26	17	17	85

（註）①：水稲(4)、②：水稲＋肉牛(11)、③：水稲＋養蚕(1)、④：水稲＋しいたけ(7)、⑤：水稲＋しいたけ＋肉牛(25)、⑥：水稲＋しいたけ＋茶(4)、⑦：水稲＋しいたけ＋養蚕(4)、⑧：水稲＋しいたけ＋たばこ(2)、⑨：水稲＋しいたけ＋木材(3)、⑩：水稲＋たばこ＋木材(1)
⑪：水稲＋たばこ＋肉牛(3)、⑫：水稲＋たばこ＋そさい(1)、⑬：水稲＋養蚕＋肉牛(3)、
⑭：水稲＋養蚕＋茶(1)、⑮：水稲＋そさい＋肉牛(1)、⑯：水稲＋茶＋いも類(2)
（ ）内は農家数

出典は前表と同様、掲げた産品は農業収入の多いものを三つ上げてもらい、それを集計したものであるため、多少集計からもれたものもある。

さまざまな複合経営の試みを通した農民の生々しい営為は、その労働力の限界的稼動による一定所得確保を目ざして行なわれてきた。だが、現実には、やはり対極に大規模化へと再編されつつある山林経営をすえ、他方に、建設、運輸、サービス等への狭隘な就労部門への殺到的求職者層（不安定な賃金労働者化）を創出しつつ、大きくその構造を変容せしめてきたのである。そうした中で、村や県、国の諸施策はその産業振興をたて前としてさまざまに推進されながらも、かえって新産地区指定を契機に、過疎化、兼業化、不安定層の滞留化を生みだす結果を加速させてきているのである。

表2－10　村民生産所得の推移

（千円）

	35年	45年	51年	35年＝100の伸び	
				45年	51年
第一次	394104 (56.2)	450294 (42.6)	1079819 (45.4)	114.3	274.0
農業	141486 (20.2)	125153 (11.8)	293986 (12.4)	88.5	207.8
林業	252618 (36.0)	325141 (30.7)	785833 (33.0)	128.7	311.1
第二次	79939 (11.4)	122438 (11.6)	261774 (11.0)	153.2	327.5
鉱業	621 (0.0)	63 (0.0)	386 (0.0)	10.1	62.2
建設業	75067 (10.7)	120185 (11.4)	258747 (10.9)	160.1	344.7
製造業	4251 (0.7)	2190 (0.2)	2641 (0.1)	51.5	62.1
第三次	227501 (32.4)	485149 (45.9)	1037745 (43.6)	213.3	456.1
サービス	78699 (11.2)	244222 (23.1)	509715 (21.4)	310.3	647.7
卸小売	45605 (6.5)	84094 (7.9)	183196 (7.7)	184.4	401.7
金融不動産	44802 (6.4)	44861 (4.2)	84186 (3.5)	100.1	187.9
運輸・通信	24647 (3.5)	49564 (4.7)	83361 (3.5)	202.3	338.2
電気・ガス・水道	1122 (0.2)	1962 (0.2)	1123 (0.0)	174.9	100.1
公務	32626 (4.7)	60446 (5.7)	176164 (7.4)	185.3	540.0
総計	701544 (100.0)	1057881 (100.0)	2379338 (100.0)	150.8	339.2

（註）村勢要覧より、（ ）内は構成比

註　1）北郷村農業振興地域整備計画書基礎資料　北郷村　1974年　P.3

2）前掲基礎資料　1974年　P.13

3）本調査は昭和53年8月に北郷村立中学校、全生徒ならびに全父母に対する配布調査にもとづいている。配布数151名、回収数141名、うち職業明記の126世帯について本稿では分析対象とした。調査名は「地域生活の変化とお子さんの教育に関する父母の意見」であり、うちここでは父母票の集計結果にもとづいている。

4）前掲基礎資料　1974年　PP.17～19

第３章　国、自治体による産業諸施策の展開と財政問題

第１節　国、自治体による産業諸施策の展開過程

北郷村に関わる産業諸施策の展開過程は表３－１に示す如くである。国による産業振興のための施策が、明確化してくるのは、昭和39年の新産地区指定以降、とくに41年の林業構造改善事業の導入に端を発し、とりわけ45年から、さまざまな施策が重層的に展開されてからである。それはまた、それ以降が、前述の如く本村の産業構成や就労構造を大きく変容せしめてきたことと深く関わることを意味している。

ところで本村の場合、戦後、27年にはじめて「総合振興計画」をうちだした頃は、戦中から戦後初期にかけて、荒廃した山林、農地を基盤からたて直す時期であった。農地整備改良、低生産地改良等を狙いとした農業生産力の増強、そして造林計画、林道整備による林産資源の涵養、開発といった専ら土地基盤の整備が、本計画では急務とされていた。そしてそれと相まって、畜牛増殖等による畜産振興ならびに、木炭、しいたけ、製茶、搾油等の農林産加工の生産増大をはかるとし、さらに他地域との連絡

表３－１　北郷村に関わる諸施策の展開

昭和 27 年	北郷村総合振興計画（27～31年）
	農地整備指定村
昭和 39 年	新産都市地域指定（２市３町３村）
昭和 41 年	農業振興５ケ年計画（41～45年）
昭和 41 年	第一次林業構造改善事業（42～44年）
昭和 42 年	急傾斜地帯指定
昭和 45 年	過疎地域対策事業（45～49年）
昭和 45 年	山村振興対策事業（45～49年）
昭和 46 年	県北部広域市町村圏基本計画（２市８町５村）
昭和 46 年	北郷村総合振興計画（46～60年）
昭和 47 年	第二次林業構造改善事業（48～51年）
昭和 47 年	肉用牛生産振興地域指定
昭和 48 年	農業振興地域整備計画
昭和 49 年	過疎地域振興計画
昭和 49 年	農村地域工業導入特別対策事業（51～53年）
昭和 51 年	第二次山村振興対策事業（52～54年）
昭和 51 年	農村基盤総合整備事業（51～54年）
昭和 52 年	第二次林業構造改善追加事業（53～54年）

を道路交通網の整備に期待をかけていた。ところが31年を目標にすえた５ケ年の総合振興計画途上の30年をピークに、本村はその後一貫して過疎化へのみちをたどることになる。いわば30年代は県からの助成もうけつゝ、主に村主体の基盤整備が中心であったといえる。

そうした中で、国からの農林業に対するテコ入れが本格化する40年代に入り、まず、第一次林業構造改善事業（42—44年、76,515千円）が実施される。これはその後第二次（48—51年、193,715千円）そして第二次追加事業（53—54年、155,300千円）というように、現在まで実施期間9ケ年にわたり、総額425,530千円の事業費が投入されてきた。この間、確かに拡大造林の推進、経営・生産基盤の整備、資本装備の高度化等がはかられてきたが、受益農家負担増の累積は、前述の如く、零細林家を減少せしめ、大規模経営層（とくに50町以上）の増加をもたらしてきたのである。こうした林業振興策がうちだされるほゞ同時期に（昭41年）、本村では「自立経営農家の育成を主眼とし」[1)]て、米、椎茸、和牛、煙草、栗、養蚕を基幹とした作目を選択拡大して農業近代化の確立を目ざして、「農業振興5ケ年計画」を策定する。これはすでにはじまっていた農業生産の停滞に対する振興方途の模索の始まりであった。その結果の政策展開として、45年に本村は過疎地域ならびに山村振興地域といった生産、生活に関わる施策が講じられることによって、一定の光明を見出すに至る。だが双方とも、とくに農業に重点をおいたものではなく、教育文化施設、通信施設、生活環境施設等の整備も含めた生活関連的投資とならんで、農林道、圃場整備がなされるもので、農業基盤の十全な整備がこれで進んだとはいえなかった。

だが、本村は、こうした農林業を主体とした諸振興策の展開が、ほゞ見通せる段階にいたり、昭和46年、戦後2回目の「北郷村総合振興計画」（46—60年）をうちだした。そこでの基調は「産業の振興によって、村民のくらしをより豊かにし、さらに生きがいある社会を築くため創造性と愛情に富み、根性ある人間を育成することによって、魅力ある明日の郷土を建設する、ことを目標」[2)]にしている。だが、それを実現させる基本としての産業計画は未だ具体性を欠き「人間性尊重」といった美字麗句の傾向さえよみとれる。ただ、本計画では、以前の「農業振興5ケ年計画」と若干異なり、農林業振興として「林業を基本とし、農業と有機的に結合した複合経営による農林業を中心に、土地生産性、労働生産性を向上させ、基幹作目の集団的栽培を可能とする配慮」[3)]の必要性がうたわれた。つまり、林業を軸にした複合経営の確立がうちだされたのである。その基調は、2年後の「北郷村農業振興地域整備計画」になって、振興作目（肉用牛、養蚕、茶、椎茸、米—但し米は省力化を目ざした合理化作目—）の設定をみ、その経営規模の拡大と団地化が目標とされるに至る[4)]。そこには、間断なき農家数の減少の中で、重点作目の選対的拡大を省力化（当然にも適正規模農家数に見合ったものとして）によりはかることで、生産性の向上を目ざすといった構想が看取できる。したがって、その過程での余剰労働力は、「積極的に他産業への就業機会を増大するために、道路網の整備により、沿海工業地帯への通勤就労を可能にするほか、近代的企業を誘致する」[5)]ことで吸収する計画をたてざるをえなくさせた。だが、現実には、そうなってこなかったことは前章でみた如くである。

かくして、翌年（49年）の農村地域工業導入の対策が講じられるに至り、国を中心とした振興諸施策は本村の場合、40年代にほゞ出揃ったのである。そこには、府県を迂回しない村と国との事業費を媒介とした直接的結合の様相が端的に看取できる。つまり、過疎村を逆手にとった、国からの金の引き出し能力が、行政手腕にもなる傾向を生みだすことである。次表で気ずくことは、農林業の基盤整備の対象たる圃場、農林道、農業用排水等には、いくつかの事業が重層的に組み合わされ、多様な資金が投入される仕くみになっている。こうした中で水田に関しての圃場整備率も86.6％（231 haのうち200 haが整備）の達成度をあげるに至った（53年）。その他、文教、生活関連諸施設についても、45年以降で、学校校舎整備、中央公民館、生活改善センター、総合運動場、給水施設整備（実績）、中学校プール、

表３－２　各振興施策事業の実績・計画の関連

事業名＼事業内容	圃場整備・農業用水排水整備	農道整備	林道整備	農業近代化経営施設整備	一般道・橋梁整備	通信施設整備	文教施設整備	生活環境施設整備	厚生施設整備	国土保全対策
山村振興対策	○	○	○		○	○	○	○		○
過疎地域対策	○	○	○	○	○		○	○		
農村地域工業導入特別対策	○									
広域市町村圏計画								○		
農村基盤総合整備	○	○								

（註）「第二期山村振興計画基礎調査報告書」（昭和51年）より、山村振興対策のみ45－49年実績、他の諸事業は51年からの計画

児童プール、自治公民館（51年からの計画）等が山村振興ならびに過疎地域対策の一環として整備されつゝある。こうした重層的諸施策の展開自体、本村のような場合、どうしても中央直結の志向性を生みだす。そしてさらにそのことは行政当局をして、物的基盤に傾斜したハードな計画実施に目を向けさせ、そのことゝ相即した農林業の経営方途（資金、労働力、作目選定、市場動向等）を農民の立場から捉えかえそうとする志向性をにぶらせる傾向を生みかねない。

したがってその結果、国、県からの事業導入に伴う村財政上の運用問題、ならびに受益者農家の負担増に伴う経営難の問題が深刻に指摘されざるをえない。以下、そうした問題のうち、とくに財政運用に関する問題にしぼって分析していこう。

第２節　北郷村における財政運用上の問題

昭和40年から51年にかけての村財政収支の内容変化を示したのが表３－３である。まず、この間、表面的な財政規模の拡大に対し、極端な自主財源の低位さ、起債による供金財政の常態化といった本村財政基盤の脆弱性が目につく。そうした点につき、以下より細かく検討していこう。

まず、予算才入総額規模でみると、40～51年にかけて約10倍弱（9.6）と拡大してきた。それも45年を中間時点としてそれ以前、それ以後にわけると、前者で2.7倍、後者で3.6倍と45年以降の伸びが高くなってきた。これは前述した如く、45年以降、種々の国による諸事業の展開に伴う村財政からの負担増が強く影響してきたことを物語っている。だが、それに比し、要の地方税は、この間3.5倍と全体に比べ３分の１弱の伸びしかみせず、才入中での比率も42年からは１割をわり低下傾向をみせてきた。つまり地方税の他に使用料、手数料、雑収入（財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入）を加えた自主財源の比率は40年（25.2％）45年（21.2％）47年（10.7％）48年（8.9％）51年（8.0％）というように、48年以降、１割にも達しないほど低位になってきた現実に注視せざるをえない。51年にはもはや90％以上が依存財源で構成されるに至った。その大宗は、地方交付税と府県支出金で占め（全体の60

表3－3　北郷村における財政収支構造の推移

（千円）

	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年
（オ　入）												
地方税	10621 (11.5)	12043 (10.8)	13162 (9.4)	13844 (7.1)	14292 (6.4)	17422 (7.0)	19006 (6.1)	21260 (5.1)	23782 (3.6)	27765 (4.0)	30646 (3.7)	37538 (4.2)
地方譲与税							440 (0.2)	2032 (0.5)	2220 (0.3)	3350 (0.5)	4043 (0.5)	7501 (0.8)
自動車交付税				1381 (0.7)	1852 (0.8)	2090 (0.8)	1928 (0.6)	2775 (0.7)	2991 (0.5)	3779 (0.5)	4585 (0.6)	5455 (0.6)
地方交付税	41348 (44.6)	44695 (40.2)	52715 (37.8)	69136 (35.7)	86649 (38.5)	105752 (42.4)	129615 (41.4)	162638 (33.9)	222219 (33.7)	281022 (40.5)	312959 (38.1)	325152 (36.7)
分担金・負担金	3258 (3.5)	5716 (5.1)	6317 (4.5)	8010 (4.1)	8860 (3.9)	4068 (1.6)	9068 (2.9)	10433 (2.5)	49618 (7.5)	37535 (5.4)	81142 (9.9)	42754 (4.8)
使用料	1715 (1.9)	2334 (2.1)	1724 (1.2)	2096 (1.1)	2262 (1.0)	2536 (1.0)	2929 (0.9)	2360 (0.7)	2755 (0.4)	2923 (0.4)	4167 (0.5)	4343 (0.5)
手数料			880 (0.6)	318 (0.2)	319 (0.1)	314 (0.1)	323 (0.1)	487 (0.1)	533 (0.1)	493 (0.1)	438 (0.1)	1056 (0.1)
国庫支出金	4876 (5.3)	12535 (11.3)	10108 (7.2)	25303 (13.0)	22998 (10.2)	2720 (3.6)	12846 (4.1)	27532 (6.6)	97567 (14.8)	42938 (6.2)	58651 (7.2)	75009 (8.5)
都道府県支出金	13594 (14.7)	9027 (8.1)	21770 (15.7)	22775 (11.7)	36050 (16.1)	33811 (13.6)	64952 (20.7)	90793 (21.9)	118578 (17.9)	156990 (22.6)	174913 (21.3)	202431 (22.9)
財産収入	5658 (6.1)	9248 (8.3)	13114 (9.4)	7147 (3.7)	3269 (1.5)	2540 (1.0)	2952 (0.9)	3946 (0.9)	5064 (0.8)	6229 (0.9)	5269 (0.6)	5821 (0.7)
寄付金			648 (0.5)	2747 (1.4)	2093 (0.9)	3141 (1.3)			34 (0.0)		100 (0.0)	886 (0.1)
繰入金			200 (0.2)	10200 (5.3)	10200 (4.5)	10200 (4.1)	6100 (1.9)	200 (0.1)	12000 (1.8)			
繰越金	4620 (5.0)	2765 (2.5)	3248 (2.3)	5159 (2.7)	10574 (4.7)	4803 (1.9)	6547 (2.1)	8056 (1.9)	11175 (1.7)	13615 (2.0)	13776 (1.7)	13747 (1.6)
諸収入	642 (0.7)	990 (0.9)	2512 (1.8)	1594 (0.8)	1474 (0.8)	12207 (4.8)	6237 (2.0)	7988 (1.9)	3537 (0.5)	4741 (0.7)	6541 (0.8)	7073 (0.8)
地方債	6300 (6.8)	11100 (10.1)	12900 (9.2)	24360 (13.5)	23800 (10.6)	41700 (16.7)	50490 (16.1)	76700 (18.4)	108500 (16.4)	112700 (16.2)	122800 (15.0)	157100 (17.7)
計	92632	111092	139539	194010	224692	249304	313439	417759	660643	694100	820030	885866
（オ　出）												
議会費	3827 (4.3)	3759 (3.5)	4792 (3.6)	5322 (2.9)	5779 (2.6)	7961 (3.3)	9446 (3.1)	10632 (2.6)	12539 (1.9)	17811 (2.6)	19096 (2.4)	20933 (2.4)
総務費	18059 (20.1)	22589 (20.9)	26605 (19.9)	24010 (13.0)	33341 (15.2)	38302 (15.8)	40082 (13.1)	37946 (9.3)	52922 (8.2)	77810 (11.4)	112532 (14.0)	135958 (15.6)
民生費	10362 (11.5)	9119 (8.5)	10231 (7.6)	12027 (6.6)	12107 (5.5)	25685 (10.6)	19150 (6.3)	27363 (6.7)	38605 (6.0)	66706 (9.8)	56764 (7.0)	62788 (7.2)
衛生費	4751 (5.3)	6508 (6.0)	4542 (3.4)	3708 (2.0)	12672 (5.7)	8219 (3.4)	13379 (4.4)	12244 (3.0)	12996 (2.0)	21305 (3.1)	14505 (1.8)	14746 (1.7)
農林水産業費	25292 (28.1)	20593 (19.1)	39566 (29.5)	49341 (26.9)	67975 (32.1)	79092 (32.6)	103050 (33.7)	148553 (36.7)	227083 (35.1)	252937 (37.3)	321987 (40.0)	295192 (33.8)
商工費	587 (0.7)	465 (0.4)	757 (0.6)	324 (0.2)	389 (0.2)	419 (0.2)	533 (0.2)	539 (0.1)	4017 (0.6)	2559 (0.4)	1473 (0.2)	888 (0.1)
土木費	5391 (6.0)	9672 (9.0)	13013 (9.7)	25417 (13.9)	17634 (6.9)	24570 (10.0)	23473 (7.7)	61300 (15.1)	93651 (14.5)	107640 (15.8)	84982 (10.5)	147551 (17.0)
消防費	4677 (5.2)	2507 (2.3)	3098 (2.3)	2735 (1.5)	2882 (1.3)	3547 (1.5)	4435 (1.5)	3526 (0.8)	6742 (1.0)	11924 (1.8)	8725 (1.1)	8365 (1.0)
教育費	10109 (11.2)	19289 (17.9)	24351 (18.2)	51972 (28.3)	44898 (20.4)	38914 (16.0)	60773 (19.9)	55195 (12.3)	146597 (22.7)	53227 (7.8)	101146 (12.5)	72765 (8.4)
災害復旧費	3898 (4.3)	10332 (9.6)	3607 (2.3)	3532 (1.9)	10775 (4.9)	6030 (2.5)	15092 (4.9)	32536 (8.0)	17176 (2.7)	26570 (3.9)	35526 (4.4)	48602 (5.6)
公債費	2869 (3.2)	3011 (2.8)	3818 (2.8)	5048 (2.8)	7382 (3.4)	10018 (4.1)	15965 (5.2)	21599 (5.3)	31895 (4.9)	41785 (6.1)	49547 (6.1)	62438 (7.2)
諸支出金					4055 (1.8)				2800 (0.4)			
計	89867	107844	134380	183436	219889	242757	305383	406584	647028	680324	806283	870226

（註）北郷村決算状況より（40～51年）

%前後）ついで国庫支出金が占めるといった国、県への強い依存構造が常態化してきたのである。

つぎに指摘できることは、借金財源の肥大化である。才入のうち最も高い伸びを示したのは地方債で約25倍（24.9）のすごさである。それも45年以降になると、才入の中で15%以上を占めるに至ったことである。うち続く諸事業の実施に伴い、一般財源で処理できぬ場合どうしても、起債に依存することになる。本村の場合、辺地債、過疎債があることが、かえって起債枠の拡大をもたらしてきたといえよう。51年時には地方税の4.2倍の地方債による借金収入があったことになり、地方税が地方債を上廻っていた時期はこの間わずかに3年（40～42年）にすぎなかったことである。また、前述の自主財源を地方債が上廻るのも46年以降となる。つまり自前の財源による負担能力をこえた借金が毎年、累積してきている深刻な事態が指摘できる。このことはまた、債券償還による公債費支出の伸びが、この間、21.8倍という多さに達してきたことにもうかがえよう。例えば50、51年には、ほゞ民生費支出に相当する額が公債費として支出されているのである。

さらに第三として、支出内容面でみた、その不均等な問題である。つまり、支出面でこの間、最も高い伸びを示したのは、土木費（27.4倍）ついで公債費（21.8倍）、そして農林水産業費（11.7倍）が主なものであり、それに対し、伸びの低いものとして、民生費（6.1倍）、教育費（7.2倍）、衛生費（3.1倍）となる。いわば直接、産業に関わらない生活関連支出は、相対的に低位水準におかれたまゝ推移してきた特徴が注目される。ここで一例として、第一期山村振興事業に関わる主体別負担区分を表3－4からみてみよう。ここできずくことは、一般道路、橋梁整備といった交通施策や校舎整備等の文

表3－4　山村振興事業（45—49年）の負担区分

	事業費	国庫補助	府県負担	村負担	うち起債	受益者負担
	千円	%		%	%	
交通施策	69724	42.8	—	57.2	47.9	—
通信施策	26000	100.0	—	—	—	—
産業の生産基盤施策	728534	39.6	16.7	17.2	12.3	26.5
産業の経営近代化施策	85873	15.2	12.6	3.5	—	68.6
文教施設	151604	43.3	0.7	54.0	31.6	2.0

（註）第二期山村振興計画基礎調査報告書（昭和51年）より

教施設といった直接、産業に関わらない事業の場合、そのほかのものより村負担が過半数という高さを示すことであり、その大部分を起債でまかなっていることに注目したい。つまり、起債による負担増はかえって、そうした生活関連的支出を抑制させることにもなり、大きな支出増でなかなか実施できない性格を示すことになる。こうしたことがある程度、産業基盤優先の影にかくれて遅れをとってきた生活関連支出の現実を反映しているものと考える。

註　1）北郷村農業振興5ケ年計画書（41～45年）　北郷村　1965年　P.6

2）北郷村総合振興計画　北郷村　1971年　P.45

3）前掲計画　1971年　P.55

4）北郷村農業地域整備計画　北郷村　1973年　P.1

5）前掲整備計画　1973年　P.1

第4章　過疎化に伴う村落社会の変化と生活問題

第1節　老令人口の増大と生活保護

ところで、前述の如く、間断なき過疎化の進展は、さまざまな地域生活問題を生みだしてきた。本章では、そのいくつかの特徴的な局面を剔出して分析していこう。

まず、第一に、老令化の問題についてである。表4－1で気づくことは、若年層の激しい流出と65才以上層の増大化である。30年～50年の間、0～14才層は3分の1弱、また15～29才層はなんと4分の1以下に激減してきた。そして30～39才層は、35年以降、減少へ転じ、50年には39才未満層の比率は半

表4－1　年令階梯別人口構成

	0－14才	15－29才	30－39才	40－49才	50－64才	65才～	計
30年	2180人 (37.8)	1453人 (25.2)	623人 (10.8)	498人 (8.6)	684人 (11.9)	330人 (5.7)	5768 (100.0)
35年	1944 (37.5)	1013 (19.5)	680 (13.1)	498 (9.6)	672 (13.0)	380 (7.3)	5187 (100.0)
40年	1436 (34.0)	611 (14.4)	654 (15.4)	471 (11.1)	620 (14.6)	444 (10.5)	4236 (100.0)
45年	964 (27.4)	468 (13.2)	522 (14.7)	541 (15.2)	577 (16.3)	467 (13.2)	3539 (100.0)
50年	643 (21.7)	340 (11.5)	354 (12.0)	567 (19.2)	578 (19.5)	477 (16.1)	2959 (100.0)

（註）国勢調査より（ ）内は構成比（%）

数をわり（45.2%）、40才以上層との明らかな対照的様相を示す。この中で、40～64才層は、実数値で、若干の変動をみせるとはいえ、全体に対する構成比は確実に高まってきた。とりわけ65才以上層は、増勢化を強め、高令者化は一段と高まってきた事実に注視せざるをえない。村当局でも「これらの人口減は、新規学卒者を中心とした若年層の転業転出によるもので、これによる農業就業人口の高令化、婦女子化等、労働力の質的低下を来たしている」[1]とのべ、その農業経営上のネックが指摘されている。さらに、幼児、児童の減少は、保育所（2ケ所）児童館（1ケ所）幼稚園（1ケ所）の経営難となってあらわれてきた。また、産婦人科医の不在と姙婦の減少により、母子健康センターの維持も困難を来たし、それらの維持管理上の負担が問題化してきた。と同時に高令者の増勢に伴う諸施設の開設がはかられ（北郷村老人福祉館―昭和46年―、村立入下老人福祉館―昭49年―いずれも県単独補助によって建設）、あらたな負担増を生みだすことになってきたのである。

ところで、こうした老令人口世帯の増大は、その生活難の問題を惹起せしめる。表4－2をみていただきたい。48年以降になると、本村は当該の東臼杵郡町村の平均、さらに全県町村部平均を上廻って、生活保護率が一段と高まり、全県平均より10%以上の高位水準を示す。そこで、その保護世帯を類型別にみると、当該郡部10ケ町村平均と比べてみても（昭和53年）、高令者世帯（北郷村40.4%、町村平均34.4%）、母子世帯（北郷村7.7%、町村平均6.2%）、障害者世帯（北郷村15.4%、町村平均17.8%）傷病世帯（北郷村17.3%、町村平均27.3%）[2]で示す如く、やはり高令化に伴う生活保護層への転落が、

表4－2　生活保護率の推移　　(%)

	北郷村	東臼杵郡平均	町村平均	市平均	県平均
昭35年	20.4	23.2	22.1	22.6	22.4
〃 40年	26.2	30.1	28.5	29.5	27.6
〃 45年	25.2	31.1	25.4	23.2	23.9
〃 48年	37.6	30.6	22.9	21.6	22.0
〃 49年	31.0	28.0	21.5	19.8	20.7
〃 50年	29.4	27.1	21.3	20.0	20.4
〃 51年	30.5	25.8	20.1	19.1	19.4
〃 52年	30.2	25.3	19.3	18.8	19.0

（註）宮崎県東臼杵福祉事務所資料より

本村の場合、特徴的となる。福祉事務所でも当該管内地区の特色として「高令者、傷病障害者世帯が79.5%の高率を示しており、……中略……特に高令者世帯は他出している子女との交流が疎遠で意志疎通が図られないまゝ孤立化の傾向がみられる」と指摘している。[3]いわば、過疎化による家族解体化のもたらす深刻な問題に注目する必要があるのである。昭和49年の「北郷村過疎地域振興計画書」では老人対策として、老人福祉施設の効率的利用を高める上でマイクロバスの設置ならびに広域的見地から養護老人ホーム、特別養護老人ホームの整備をあげている。[4]当面は基本的な施設計画の実現化が、緊急の問題となっている。だが、そうした対策の基底には高令者に対する安定的就労の確保が前提になることはいうまでもない。

第2節　地域の広域的連関に伴う問題

つぎの問題は、地域の広域的連関に伴い、行政機関を中心とした広域的運用のあり方が、住民の生産、生活の面でさまざまな問題をもたらすことについてである。本村の場合、すでに自村を含めた2市8町5村による宮崎県北部広域市町村圏の計画策定をうけたのが、昭和46年であった。「交通通信手段の発達に伴い、住民の日常生活圏は漸次拡大し、市町村の区域を越えるとともに、宮崎県北部地域については延岡市、日向市を中心とする都市部と隣接の農山漁村地域とが互いに機能を分担し、依存しあって、広域的な市町村圏が形成されようとしている」[5]という観点から、とくに広域ネットワークと広域事務処理システムの形成を基軸に圏域が確定された。この最も広域的な市町村圏の下位圏に日常生活圏がおかれ（4ケ所）、さらに下位の圏域として基礎生活圏（15ケ所）、そして集落圏（125ケ所）という4圏域の重層的関連が構想されている。

ところで本村は日常生活圏としては日向地区（日向、門川、東郷、北郷）に含まれ、5つの集落圏を有す。まず、「通勤、小中学校への通学、買物などごく基礎的な生活行動の行なえる」基礎生活圏を包含した日常生活圏レベルが、いわゆる行政の広域的運用の圏域となる。[6]表4－3でわかる如く、福祉、医療関係機関を除き、他の主要な行政諸機関は当該圏域内の拠点都市たる日向市に集中し、本村はそこと強く結ばれている。なお、その他、農協も、従来の町村単協が合併し、昭和48年に日向広域農協

表4－3　主要公共機関等の配置状況

	日向	延岡
警察署	○	
県税事務所	○	
営林署	○	
土木事務所	○	
職業安定所	○	
保健所	○	
電報電話局	○	
農業改良普及所	○	
県立高校通学区域	○	
農協本店	○	
福祉事務所		○
児童相談所		○
へき地中核病院		○

(註)行政圏等の現況調査（宮崎県－昭和50年）より

（1市2町5村の合併）として県内ではじめて、発足し、本村には支店がおかれた。したがって町村レベルでの主要機関は役場の他、郵便局、農協、小中学校、小規模診療所等となる。

そこで問題は、確かに交通体系の整備、人口流動範囲の拡大等により、行政の集中運用は日常生活圏でなされるようになることで、その下位たる基礎生活圏（自治体範域）での生産、生活上の直接的日常連関に基く充足がはかられるだろうかということに関してである。例えば、営農指導・相談を介した関係の希薄化（改良普及所）生活相談、福祉業務のキメ細かさの欠如（福祉事務所）急病時の対応（中核病院）、児童、生徒の健康診断の問題（保健所）、老人集会と収容施設の分離（福祉館と老人ホームの連関欠如）等、まさに通常時に展開されない諸生産、生活上の連関機能のあり方は、それら機関、組織を介した諸個人の社会的諸関係を疎遠、希薄化せしめることになる。住民にとっての生活共同性の基盤弱化はその地域への定住、定着化をも阻害し、産業の停滞化とあいまって、かえって過疎化を促進せしめることになる。その意味で行政合理化は、過疎化への拍車をかけ、共同生活水準の低下をまねく。前述した生活関連諸施設の低位水準は、まさにこのことによる。しかも、これは産業にもとずく諸個人、世帯の生業展開が主として、基礎生活圏でなされていることとの大きな落差を生ぜしめていることによって、そうした問題はより深刻さを増す。いわば、産業活動の地元性に対する生活関連の広域性は矛盾を生みださざるをえない。新産地区としての産業の高度化は、本村には殆んど無関係であることが、再度、指摘できる。産業の地域的な有機連関に即応した生活関連のあり方が、より究明される必要を物語っていよう。まさにそうしたことにより生活の共同性が課題となるといえる。

他方、こうした行政の合理化に伴う問題とともに、機関の統合、整備による下位機関としての再配置がもたらす問題を農協合併を例としてみてみよう。前述の如く48年、本村農協は合併し、日向市に本店を置く広域農協として発足し、従来の単協は支店となった。それに伴う組織変容は、まず、村内6行政区より選出された総代43名（1区7名）が、決定に関与しうる任務を有し、従来年1回の組合員大会はその内容を変え、親睦的なものに変化した。しかも、経費の関係でそれは3年に1回（総代任期が3年のため、その選出のとき）しか開かれず、組合員相互が一堂に会する機会は減少するに至る。そして、これら総代の他に、執行部として理事が選ばれ、本村からは2名（全体は26名）が参加することになった。こうした変容に対し、組合員は「官僚的になった」「淋しくなった」「われわれから遊離したものになった」等の批判をだすに至る。さらに村における総代の役割であるが、フォーマルな区常会には参加せず、年3回開かれる部落座談会に参加し（これには理事、支店長は出席）、討論に加わる形をとる。いわば、インフォーマルな座談会への参加を通した連絡員としての役割がつよく、末端の部落レベルでの意見集約を反映する任務は希薄化してきた。いわば従来の単協としての総合性、自律性は失われ、連

[7]

絡、伝達の実施機関への性格を有するに至った。つまり、そのことは、当該農業の特性に見合う事業の独自性が一方ではスケール・アップと他方では事業機関の広域的配置によって、かえって失われ、農民の生産活動に十分相即しえなくなる問題を生みだす。例えば、農協直営の製茶工場は現在、農家との契約面積で20町（その他直営茶園、2.5町）を有しているが、今後、35町を必要としている。だが、果して、農協の都合通り増反しうるかは、個々の農家の複合経営のあり方と深く関わり、必ずしも一様にはいかない。まして、より広域的観点から構想されているブロイラー処理センター（門川町、1.7万羽/日処理）、豚肥育センター等は、所詮、現在の飼養数では、その供給面で殆んど問題たりえない。農協による大事業計画は、個々の町村内農家の経営実勢に相即することなく、進展しようとしている。資金力にものをいわせたスケール・メリットの追究方針は、かえって、一部地域の農家層との格差を生みだしかねない。現実には、それ以前の個々の営農上の諸問題を解決しようと、個々の農家は知識、技術等を求めているのである。合併による農協経営の合理化は、こうして、組織再編に伴い、農民同志の社会関係のみならず、農業生産上の対応面で、問題を生みだしてきていることに注目せざるをえない。

第3節　学校統廃合と教育等の問題

このように過疎化は、その生産、生活上の諸問題を生みだしてきた。ここではさらに第三の局面として、とくに教育に関わる問題を分析していこう。

過疎化に伴う学校統廃合の動向は表4－4に示した。少くとも昭和48年までに小、中学校の分校は廃止され、全て、本校に統合された。小中あわせて40年時と比べ、52年には児童、生徒数は（40年を100

表4－4　小中学校生徒数の推移

	40年	45年	47年	48年	50年	51年	52年
北郷中学校	323名	226名	202名	185名	198名	181名	156名
北郷中学黒木分校	66	39	44	35	—	—	—
小計	389	265	246	220	198	181	156
北郷小学校	432	330	295	297	273	211	204
北郷小学小原分校	61	47	37	—	—	—	—
北郷小学入下分校	25	—	—	—	—	—	—
黒木小学校	119	66	48	48	38	31	32
小計	637	443	380	345	311	242	236
計	1026	708	626	565	509	423	392

（註）村勢要覧より

とした指数）4割弱（38.2）に減少し、とくに小学校（37.0）の方が中学校（40.1）より減少がはげしい。そしてさらに黒木小学校の廃止も問題になってきたが、村では「通学距離の延長が児童生徒に与える影響等を考慮した場合、慎重な取り扱いを要する」[8]とのべ、その対策に苦慮している。統廃合を契機とした施設、設備の更新とにも拘らず、絶対的生徒数の減少との対照は、あまりにも皮肉な現実を示す。前述の如く、20～30才代の世帯は、就業難から確実に流出している。さらに生活環境ならびに交通体系

の不備からいって、通勤就労の形態をもたらさない本村の現実があらためて指摘できる。

ところで、これら生徒（中学生）の地元就業は、表4－5でみる如く、47年以降、皆無かいても1名程度にすぎない。47年以降、6割をこえる高校進学率の高まりは、当然、村外就労を予想させる。また、とくに45年以降、中卒後直ちに就労という形態から、職業訓練所への入所生徒が増えたことは、中学校での職業指導が、何んらかの技術、技能を習得させてから就業させようという方針として強まってきたことを想定させる。この方針自体、村内への就業的還流を目ざしていると考えられるが、かなりむずかしい現実にあることはすでにのべた。専修職訓は日向（溶接、建築）、延岡（電気、機械）の2ケ所があり、寮施設もあるため、通学難の心配はない。なかでも、日向職訓の課程は、土木建設関係のため、村内でのそれら事業への従事が期待されうるとはいえ、やはり就業先は都市へと志向せざるをえない。

表4－5　過去9ケ年の卒業生の進路（北郷中学）

（人）

進路別＼年度		本校									分校						
		42	43	44	45	46	47	48	49	50	42	43	44	45	46	47	48
高校		46	32	39	45	44	31	39	45	35	10	7	10	10	7	10	4
各種学校	少年自衛隊	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調理専門学校	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	准看護婦学校	5	0	2	2	0	0	4	3	2	0	0	3	0	0	0	2
就職	県外就職	18	14	17	16	14	10	2	10	6	5	5	5	1	2	2	3
	県内就職	16	38	18	10	8	4	7	2	6	4	4	3	0	2	1	3
その他	職業訓練校	4	4	5	11	8	4	13	13	2	1	4	1	1	1	0	4
	会社内養成工	0	0	0	0	2	0	3	2	3	1	0	2	0	1	0	0
	営農研究所	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家事（家業）	8	1	0	3	3	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0
合計		101	92	84	90	79	50	69	75	55	22	20	25	13	14	13	16

（註）北郷中学校経営案綴（昭和51年度）より

表4－6　北郷中学生の高校進学率・就職率の推移

（%）

	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年
高校進学率	45.5	34.8	45.0	53.4	54.8	65.1	62.3	60.0	63.6
就職率	35.0	54.5	39.4	26.2	28.0	27.0	21.7	16.0	21.8

（註）前表と同様資料より

かくして、若年世帯ならびに中卒者、高卒者の求職流出化は、必然的に児童、生徒、青年層の人口を減少せしめてきたのである。そこで、現に中学生を子弟にもつ親は、子供にいかなる期待を托そうとしているのだろうか、そして、そうした期待の実現を求めつつ、自体体等にどのような要求を抱いているのだろうか、そうした点をさぐることにより、本村での地域問題をさらに検討していこう。

表4－7をみていただきたい。親の教育期待をみたものである。全体の8割強（86.5％）が進学を希望し、就職はわずか4％にすぎない。これは男女で殆んど差はないが、女子をもつ農家世帯で、やゝ就職志向が高くでるのみである。それでは、進学希望の場合の段階をみると、全体の6割（61.1％）は高校までを志向し、大学は約8％にすぎず、短大以上を含めても17.4％である。[9]だが、性別、階層別に

表4－7　親の教育期待

		進学か就職か			期待する教育階梯					計
		進学	就職	不明	各種学校	高校	短大	大学	不明	
男	農業	36 (87.8)	1 (2.4)	4 (9.8)	4 (9.8)	29 (70.7)	2 (4.9)	2 (4.9)	4 (9.8)	41 (100.0)
	その他自営	12 (100.0)			1 (8.3)	6 (50.0)		5 (41.7)		12 (100.0)
	雇用	10 (83.3)		2 (16.7)	1 (8.3)	7 (58.3)		2 (16.7)	2 (16.7)	12 (100.0)
	生活保護			1 (100.0)					1 (100.0)	1 (100.0)
	計	58 (87.9)	1 (1.5)	7 (10.6)	6 (9.1)	42 (63.6)	2 (3.0)	8 (12.1)	7 (10.6)	66 (100.0)
女	農業	36 (81.8)	4 (9.1)	4 (9.1)	6 (13.6)	28 (63.6)	5 (11.4)	1 (2.3)	4 (9.1)	44 (100.0)
	その他自営	7 (100.0)				5 (71.4)	2 (28.6)			7 (100.0)
	雇用	8 (88.9)		1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	3 (33.3)	1 (11.1)	1 (11.1)	9 (100.0)
	生活保護									0
	計	51 (85.0)	4 (6.7)	5 (8.3)	8 (13.3)	35 (58.3)	10 (16.7)	2 (3.3)	5 (8.3)	60 (100.0)
総計		109 (86.5)	5 (4.0)	12 (9.5)	14 (11.1)	77 (61.1)	12 (9.5)	10 (7.9)	12 (9.5)	126 (100.0)

（註）表2－6と同様資料より

みると、差が注目される。男女とも高校までは6割前後をしめるとはいえ、男では大学志向、また女では各種学校、短大志向が、それぞれ高い比率を占める。だが階層的にみると、男ではむしろ、都市自営、雇用者世帯に大学への希望が強く、農家世帯は、高校段階にとどまっていることである。因みに農業の男子で大学への希望を表明している2人の農家は田1町以上、山林3町以上層（田1.9町一山林200町、田4.2町一山林3町）と比較的上位層に入る。これに対し女では、短大希望がやはり、農家以外の階層に高くみられ、農家では高校段階の他、各種学校への希望が目立つ。このように、土地を有さない都市自営、雇用者世帯は、農家より子弟に対する高学歴期待が強く、そのことによっての子供の自立化を求めている。だが、農家の場合、6～7割が高校段階を志向しつゝ、女子への手職、資格をとらせた上での就業自活を希望している。だが男子はごく一部を除き、高卒後就業を求めているのが多い。なお、農

家の女子で短大以上を希望している6人は、水田において広狭の差があるとはいえ山林では全て7町以上層（7町、10町、20町、25町、35町、200町）に限られるという事実に注目したい。より上位の教育段階まで願望としてあっても、実際の経済的条件にたつと、とても大学までは困難という事実認識が底流には存している。

表4－8　親の職業期待

		期待する職業内容												計
		公務員	技術者	大工	医師	看護婦	保母	サービス販売	農協	洋裁	自営後継	不明		
男	農業	1	2	2							4	32		41
	その他自営	1			1						2	8		12
	雇用	3	1									8		12
	生活保護											1		1
	計	5	3	2	1						6	49		66
女	農業	1	1			4	2		1	1	2	32		44
	その他自営							1				6		7
	雇用	1	1			2	1					4		9
	生活保護													0
	計	2	2			6	3	1	1	1	2	42		60
総計		7	5	2	1	6	3	1	1	1	8	91		126

（註）前表と同様資料より

さて、そのことは、表4－8の職業期待を垣間みるとき、安定性（公務員）、資格要件のメリット（看護婦、保母、技術者）を一定の規準にすえて考慮している親の姿が浮び上る。それにしても全体的回答が少ない中で、やはり農業での後継期待があまりにも少ない点に注視せざるをえない。子弟が長男の農家（34戸）を考えても、1割強が後継期待をしているにすぎないのである。現在の親自体が若い（30才後半から40才代）こともあり、後継への現実感が比較的希薄というだけでなく、前述の如く、とくに零細農の場合、規模拡大の見通しもたゝず、複合経営の困難性を次世代にはうけつがせたくないという考えもあろう。

いずれにせよ、そこには過疎化の中で農業生産の見通しもかなりむずかしいという現実が重くのしかゝっている。せめて「高校まで」は子供に学歴をつけさせたいと思い、安定した職場への就業を期待しつゝ自らも生業上の矛盾、問題の打開をはかろうとしている。次表（4－9）でみる如く、「土建村でなく、もっと産業行政の活発化」といった、基本は産業自体の振興の方途が、現在鋭く向いかけられているといえよう。「近所の和を大事にしたい」「部落中話し合ってとけあいたい」さらに「昔からの集団、組織を残したい」といった社会的連帯への期待は、単なる過去へのノスタルジアとしてではなく、

表4－9　村・県への要望内容

	行　政　へ　の　要　望
農家世帯	㋑もっと教育に村は力を注いでほしい，㋺山村の心豊かさをいつまでも保ちたい，㋩高校への通学バスの運行（５人），㋥プール，部落会館の建設，㋭不得手な教科を指導してくれる施設，㋬農作目が自由に市場へ出せるようにしてほしい，㋣人口減で負担増になる，もっと村道，通学路の整備をしてほしい（３人），㋠近所の和を大事にしたい，高校進学の枠拡大と費用負担軽減，㋡部落中話しあってとけあいたい，昔の祭の時のようにのんびり休みたい，㋢学科別教師の導入，㋤もう少し豊かな村にしてほしい，㋦土建村でなく，もっと産業行政の活発化を，㋧通学先の高校に寮を建設してほしい
その他自営世帯	㋑もう少し子供と話し合いたい，㋺青少年の社会教育に力をもっと入れてほしい
雇用者世帯	㋑昔からの集団，組織を残したい。もっと文化事業や産業の振興をやってほしい

（註）前表と同様資料より

あまりにも過酷な労働による多忙な日々の生活を問題視し、それが解決への潜在的可能性をひめたものといえないだろうか。事実、「山村の心豊かさ」は現実の生活過程の中で失われようとしているのである。他方、「プール、部落会館の建設」「通学路の整備」そして高校生のためのバス運行の問題さらに教育費の負担軽減や、通学先での寮の建設など、まさに生活、教育に関係した要求も強い。具体的な産業への関わりを通して、自らの生活ならびに子弟への教育上の問題が、指摘されざるをえない。

こうした生産、生活を基盤にすえたところから、生命の生産、発達を基本とする教育の重要性があらためて問題となる。

以上、本章では大きく３つの局面から、本村における地域問題の一端にふれた。それらはまたルーツ（産業基盤の脆弱性）を同じくしながらも、異なった様相を呈しつゝ、だが相互に関連した構造的変容の過程として現出してきている。そうした変容過程のよりインテンシブな究明が今後の課題としてあることを指摘し、本章をおえる。

註　1）北郷村農業振興地域整備計画書基礎資料　北郷村　1974年　P.8

2）生活保護法施行事務監査資料　東臼杵福祉事務所　1978年　参照

3）前掲資料　1978年　参照

4）北郷村過疎地域振興計画書　北郷村　1974年　P.22

5）前掲の宮崎県北部広域市町村圏基本構想　1976年　P.1

6）前掲の基本構想　1976年　P.40

7）日向農協北郷支店での聴きとりにもとずく。

8）北郷村過疎地域振興計画書　1974年　P.19

9）本結果を北郷村教育委員会が実施した「PTA実態調査の結果」（昭和52年９月）と比較しても「高校まで」（父62.3％、母64.4％）「大学まで」（父17.1％、母18.4％）となり（これは昭和47年に実施したものと比べても「高校まで」はの親の期待はほゞ10％上昇している）ほゞ同じような結果を示している。

結びにかえて

こうして北郷村の場合、とりわけ1970年代以降、村落社会を大きく変容させてきた。すでに30年からはじまる人口減の傾向は、止むこともなく、それは、農林業の振興策とともに加速されてきたとさえいえる。42年からの林業構造改善事業の実施、そして45年からの過疎対策、山村振興対策諸事業の実施は、一定産業基盤の整備を進めつゝ、生産性の向上をもたらしてはきた。だが、若年層流出に伴う労働力の老令化は、その生産の内実面において脆弱性をうみだし、少種振興作目への志向を政策的に考慮せざるをえなくさせてきた。

だが、やはり山林を基調とした複合経営のあり方自体、数種部門にわたる労働集約的な営農を進める上で、大きな制約となり、山林を多く保有しえない（少くとも50町以上でない層）零細農民層の分解を進展させてきたといえる。それは結果として、建設、運輸、山林を主要部門とした在村就労の形となってあらわれ、不安定就労を内包した兼業化を常態化せしめるに至ったことである。新産地区内臨海部での未成熟な工業集積そして、本村と当地区を結びつける交通体系の不備は、通勤労働力として定着させることなく、むしろ、村外への求職的流出化をより促進させてきたといえよう。

こうした不安定な在村滞留層の存在ならびに絶対的流出層の増大に伴う、過疎の中の地域問題は、深刻さをよりましてきている。老令化に伴う生活保護層への転落、学校統廃合にもとづく教育問題、そしてさらに、産業振興と相即しえない生活環境諸施設の広域行政的展開等は、住民の生活上にとって種々の矛盾、問題を現出させてきているのである。

かくして、今や、村自治体はその行財政上の大きな問題をかゝえつゝも、住民にとっての生産、生活上の問題解決をはかる上で重要な任務をおわされるに至ってきた。国等による諸政策の展開は、さまざまな産業振興を主軸にした諸事業を実施せしめる過程で、いくつかの成果を上げつゝも、村財政負担能力をもはや限界以上にまで高め、今や1割未満自治の存在が、あらためて問い直されざるをえない段階にきている。

果して、新産業都市建設の現実は、北郷村にとって何んであったのだろうか。工業基盤整備を名目とした一時的な雇用創出は建設、運輸、商業、サービス等の直接生産的でない諸部門を肥大化せしめ、それへの労働力吸引を結果する。だがそれは安定的雇用の場とは必ずしも当該新産地区においてはなりえず、いたずらに、第一次産業従事者を減少させる形で、かえって不安定な兼業就労を生みだし、農山村地域を過疎化させる契機となってきたといえよう。あらたなる、新産地区内での地域的不均等発展が内延的に拡大しつゝあるともいえる。そのことは、まさに、資本主義の高度化に伴う、地域的再編過程を端的に示す。

だが、住民たちは、自らの生業展開のあり方を見つめることを通し、生活環境のあり方、子弟の教育の問題、医療、福祉のあり方等の諸課題に直面する中で、あらたなる村落社会での社会関係の問題を考えざるをえなくさせてきている。「山村の心豊かさ」をいかに物質的、精神的につくりだしうるか、ほんとうの住民相互にとっての社会的結合のあり方とは何かといった問題、そして、自治体諸機能の自律的展開の方途の問題等、すぐれて、現在、解決をせまられている諸課題が、われわれに対し、その回答を求めているといえよう。

（岩城完之）